3(4) 細則様式 - 9 (鶏卵販売実績報告書)

(*1)各日の数量及び金額 は、必ず整数で記載 (小数点以下切り捨 て) すること。

- ・小口販売実績以外の 日々の販売数量を記入 ※証拠書類が1週間ごと 又は10日ごとなどで ある場合は日ごとに案 分せず、該当日に記載
- ・破卵等を販売されている場合は含め、他社仕 入れ卵は、除外して記 載願います。
- ・別紙様式第4号(鶏卵 販売実績報告書)の 「販売実績数量」には、 最下段の①と②の合計 ③を記入。



- ・庭先販売、ネット販売、自動販売 機、道の駅等により直接消費者に販売した実績があれば、記入下さい。
- ・販売実績数量について は、会計検査院から客 観的事実に基づく数量 を記載するよう指導を 受けております。
- ・販売伝票等の証拠書類 に基づく販売実績数量 を記入下さい。
- ・毎月の報告書の写し及び販売伝票・帳簿・野 鳥等の証憑は、7年間 手元に保管下さい。
- ・小口販売の証拠書類としては、パック卵等の日々の販売個数に当該鶏卵の平均卵重(GP等で毎月1回以上測定した平均卵重)を乗じて算定することが適切と考えております。